

千葉労働局雇用環境・均等室における 無期転換ルール対応特別相談窓口の場所変更について

2019（令和元）年5月7日より2階へ移動しました

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

無期転換ルールを避けようとして不適切な取り扱いが行われないか心配です。

無期転換の申込みは、「いつ」「誰に」「どのように」申し込めばよいのですか？口頭でも申込みはできますか？



無期転換ルールへの対応は具体的に何をすればよいのだろう。

無期転換した労働者の労働条件はどのように定めればよいのだろう。

千葉労働局 無期転換ルール対応特別相談窓口

受付時間 9時30分～17時00分 月曜日～金曜日（祝日除く）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
時間に余裕を持ってお電話またはご来庁ください。

電話番号 043-221-2307

住所 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階



有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。 <http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索

